

議第 2 号

下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和 7 年人事院勧告に準じて必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年下呂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条 第1号会計年度任用職員の報酬は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 月額で支給する第1号会計年度任用職員 <u>382,000円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条 第1号会計年度任用職員の報酬は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 月額で支給する第1号会計年度任用職員 <u>350,000円</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の70</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p>

改 正 後	改 正 前
された者は、引き続きその職にあったものとみなす。	
表 (略)	表 (略)
2 (略)	2 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。	第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
2 (略)	2 (略)

(下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務報酬)	(特殊勤務報酬)
第3条 第1号会計年度任用職員が下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）第3条から <u>第20条</u> までに規定する勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を	第3条 第1号会計年度任用職員が下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）第3条から <u>第22条</u> までに規定する勤務に従事したときは、特殊勤務報酬を

改 正 後	改 正 前
支給する。 2 (略) (期末手当) 第7条 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、 <u>100分の71.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。	支給する。 2 (略) (期末手当) 第7条 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、 <u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。
表 (略) 2 (略) (勤勉手当) 第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) (略) (2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎	表 (略) 2 (略) (勤勉手当) 第7条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) (略) (2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎

改 正 後	改 正 前
<p>額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>額」という。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
(給与の内払)
- 2 改正後の下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「下呂市会計年度報酬等条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度報酬等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年人事院勧告に準じて必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第1条）

①下呂市第1号会計年度任用職員の月額報酬額の上限を引き上げます。

（第2条関係）

②下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6ヶ月期	0.7000	0.7000	0.5000	0.5000
12ヶ月期	0.7250	0.7000	0.5250	0.5000
計	1.4250	1.4000	1.0250	1.0000

（第7条、第7条の2関係）

(2) 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第2条）

①下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり改正します。

区分	期末手当		勤勉手当	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6ヶ月期	0.7125	0.7000	0.5125	0.5000
12ヶ月期	0.7125	0.7250	0.5125	0.5250
計	1.4250	1.4250	1.0250	1.0250

（第7条、第7条の2関係）

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。た

だし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) 改正後の下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「下呂市会計年度報酬等条例」といいます。）の規定を適用する場合には、改正前の下呂市会計年度報酬等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の下呂市会計年度報酬等条例の規定による給与の内払とみなします。

(附則第2項関係)